

第9回 三重県手話言語に関する条例検討会 事項書

日時：平成28年3月22日（火）

広聴広聴会議終了後

場所：601 特別委員会室

1 正副座長案の検討

2 その他

【資料】

資料1 「ろう者」の定義等について

資料2 三重県手話言語条例（仮称） 正副座長案

1. 「ろう者」の定義について

1. 他県の手話言語条例において「ろう者」の定義を設けなかったことについて

①鳥取県

条例案の検討過程において、「聴覚障がい者」を用いるか、「ろう者」を用いるかについては議論があり、ろうあ団体に意見を求めたところ、「ろう者」という文言でよいとの回答が得られたため、「ろう者」を用いることとなった。他方で、「ろう者」の定義を設けるかどうかは、特に議論されなかった。

②群馬県

「ろう者」の定義を設けるかどうかについて議論があったが、執行部から、法令上定義がないものについて、条例で独自の定義を設けた場合、現行法令で使われている「聴覚障がい者」との関係で疑義が生じないかなどの意見があったため、「ろう者」の定義は設けないこととした。

2. 関係団体からの回答

(一社) 三重県聴覚障害者協会
三重県手話通訳問題研究会

“「ろう者」及び「手話の普及等」の定義”につきまして、私どもの統一見解を以下の通り回答いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

■定義に「ろう者」及び「手話の普及等」を設けるかどうかについて

▶「ろう者」の定義

定義にろう者を設ける必要はないかと考えます。

理由は以下の3点です。

- ① 手話を使用するのは、ろう者だけとは限りません。中途失聴者や難聴者、盲ろう者にも手話を使用している方がおられます。

私たちが求める条例はろう者のためではなく、手話を使用する県民（ろう者や難聴者、中途失聴者、盲ろう者も含む）が、あらゆる場面で手話による意思疎通を行い、社会参加が保障され、安心して暮らせる三重県となることを求めています。

- ② 医学的区分では「全く聞こえないもの（両耳 100 デシベル以上）」を「全ろう」としますが、法律的にはろう者という法令用語や定義はあ

りません。

アイデンティティや文化の面から、ろう者という言葉を使用することについては、個人や団体の自由であると考えますが、社会の仕組みづくりや法に準ずる意味合いを持つ条例においては、できる限り、法律で使用されている語句の範囲内であって欲しいと思います。

- ③「ろう者」は自ずからのアイデンティティにより称するものであり、条例で定義づけるのは、逆に危険です。

もし、条例でろう者を定義付けた場合、それまで手話ができなかった難聴者や中途失聴者が手話を覚えればろう者となるものなのか、また医学的区分で全ろうとされた人が、手話ができなければ難聴者としなければならないのかという混乱がでてきます。

ろう者、難聴者、中途失聴者それぞれ、本人のアイデンティティによって、本人が称するものであり、条例で定義づけるのは個人の意志を尊重しないものになるように感じます。

なお、私どもは、松阪市及び伊勢市の手話言語条例の検討時にも、同様の意見を出し、両市では「ろう者」という言葉ではなく、「手話を必要とする人（または市民）」という表現になっています。

これは、ろう者だけではなく、手話を使用している難聴者、中途失聴者、盲ろう者、その家族、手話通訳者も含めて、「手話を必要とする人」とし、条例は、その人たちが手話を使用しやすい環境の構築のために必要な事柄を定めてほしいという思いがありました。

▶「手話の普及等」の定義

条例に、「施策」と「手話の普及等の定義」双方を明記されるのであれば、「手話の普及」の方向性が明確となり、また施策と手話の普及の相乗効果があるのではないかと考えます。

手話の普及等の定義にあたり、「手話を使いやすい環境」「手話による意思疎通の保障」等と方向性が明確に出されることが大切になるのではないかと考えています。

私たちは先日のヒヤリングにあたり、手話を使って生活をしている聴覚障害者（ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者、手話通訳者等、手話を使用する人すべてを含む）が、手話言語条例により、手話を通して情報保障や意思疎通、社会参加、人権が保障されるために、必要な施策や体制整備を行なって欲しいと要望いたしました。

ぜひとも、三重県の手話言語条例に私たちの思いを盛り込んでいただきたいと願っています。

2. 基本的施策における「ろう者等による普及啓発」の規定について

①鳥取県

第 6 条の「県民の役割」の中で、ろう者が手話を普及に努めるとすると規定し、第 14 条の「ろう者等による普及啓発」において、ろう者及びろう者の団体が手話の普及啓発活動を行うと規定しているが、条例案の検討過程において、両者の内容が重なっているのではないかといった指摘はなかった。

第 6 条は心構えとしての規定、第 14 条は条例に基づいて実施する施策の一つとしての規定という理解をしている。

②群馬県

基本的施策の「ろう者等による普及等」（第 14 条）は、鳥取県の条例を参考にして規定した。条例案の検討過程において、「ろう者の団体」について定義するかどうかは議論があった（結論としては定義せず。）が、「県民の役割」（第 6 条）に規定したろう者の役割との関係については、特に議論されず、両者が重なっているのではないかといった指摘はなかった。

3. 大学の自治が保障される「大学」の範囲について

1 大学の自治の趣旨

大学の自治とは、大学が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究すること」を目的としていることに鑑み、学問の自由を保障するために大学の自主性を尊重する制度と慣行をいう。

⇒ 「大学」への該当性は、「研究を行う教育機関であること」が基準となる。

※鈴木勲編著『逐条学校教育法』（学陽書房・2015）807 頁等を参照

2 高等学校の専攻科及び高等専門学校について

学校教育法は、高等学校の専攻科及び高等専門学校の設置の目的について、以下のように定めている。

①高等学校の専攻科

高等学校を卒業した者等に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること

②高等専門学校（専攻科を含む。）

深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること

⇒ 高等学校の専攻科及び高等専門学校は、いずれも「研究を行うこと」を目的としないことから、大学の自治における「大学」には該当しない。

3 専修学校について

学校教育法は、専修学校（いわゆる専門学校等）を設置することを認めており、その設置の目的は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」とされている。

⇒ 専修学校も「研究を行うこと」を目的としないことから、大学の自治における「大学」には該当しない。

4. 議会の「責務」等の規定について（議会基本条例の規定を除く）

1. 政策に係る条例の中で「議会の責務」を規定している例

- 神奈川県自治基本条例（知事提出）

（議会の責務）

第10条 議会は、議事機関として、県民の多様な意見を集約し、県的意思決定を行わなければならない。

- 2 議会は、知事との牽(けん)制及び調和の関係の下に、県政運営を監視しなければならない。
- 3 議会は、県民に開かれた議会運営を行わなければならない。

2. 政策に係る条例以外の条例の中で「議会の責務」を規定している例

- 埼玉県議会情報公開条例

（県議会の責務）

第4条 県議会は、この条例に定める公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用するとともに、公文書の保管と検索体制の確立に努めるものとする。

- 2 県議会は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報が十分に保護されるように配慮するものとする。

※大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び香川県の情報公開条例や個人情報保護条例においても同様に規定している。

3. 政策に係る条例の中で「議会の役割」を規定している例

- 三重県地域づくり条例

（議会の役割）

第6条 議会は、地域づくりに関し、三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）の趣旨にのっとり、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言等に努めなければならない。

- 中小企業の振興に関するかごしま県民条例

（県議会の役割）

第10条 県議会は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言に努めなければならない。

三重県手話言語条例（仮称） 正副座長案

● 総論

第 1 目的

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

1. 委員意見 ……以下の意見を反映（以下同じ）

- ・「安全・安心な地域社会の実現」を加えるべき
- ・「共生すること」にろう者同士の共生も含まれることを明らかにすべきと
- ・分け隔てなく全ての者が共生できるとの内容を入れてはいかがか

2. ろう者が活躍できる社会について

「ろう者が活躍できる社会の実現」については、規定すべきとの意見と規定することには慎重であるべき、あるいは「活躍」の意味のイメージを共有しておく必要があるなどの意見が出された。なお、ここでの「活躍」は、それぞれの人がチャンスを持ち得る、自分の生きたい方向に向かって一歩前に出ていくことができるという意味で使用

← 一億総活躍についての政府の見解と同様。

第 2 基本理念

目的に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者及びろう者以外の者が相互に意思疎通し、又は情報を取得若しくは利用する手段として必要な言語であるという基本的認識の下に、図られるものとする。

1. 委員意見

- ・手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であり、文化的な違いがあることを明確にすべき
- ・意思疎通を手話で行う権利を尊重すべき

2. 「ろう者及びろう者以外の者の相互の意思疎通」の整理について

これについては、ろう者同士の意思疎通及びろう者とろう者以外の者の意思疎通を含むと整理したもの。

● 責務及び役割

第3 県の責務

- ① 県は、基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。
- ② 県は、ろう者及び手話通訳を行う者の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。
- ③ 県は、ろう者である県外からの観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して県内の観光地等を訪れることができるよう、観光地等における手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

1. 委員意見

- ・合理的配慮と手話環境の整備を明記すべき
- ・「観光旅行者等に対する取組」についても規定を設けるべき

2. 「手話を使用しやすい環境の整備」について、以下のものを包含すると整理したもの

- ・手話の普及
- ・手話に関する教育及び学習の振興
- ・手話による情報発信
- ・手話通訳者の養成（人材育成）及び派遣 など

3. 法制面に関する整理：「手話通訳を行う者」

「手話通訳者」とすると、一定の資格を有する者のみに限られると理解されるおそれがある一方で、「手話に関わる者」などの表現では対象者が曖昧になるおそれがあることから、「手話通訳を行う者」と規定した。

第4 市町との連携及び協力

県は、手話を使用しやすい環境の整備及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

第5 県民の役割

- ① 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとする。
- ② ろう者及び手話通訳を行う者は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

1. 基本的施策の「ろう者等による普及等」の条文は設けないこととした

この県民の役割の中で、ろう者の役割は十分に規定されていると整理したもの。

第6 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

1. 委員意見

- ・手話の使用に関して配慮するとの規定にすると、事業者が手話をできる人を雇わなければならないなど、負担が重くなるのではないか

この意見を踏まえつつ、手話に関する施策について定めるといふ条例の目的に沿う規定となるよう、「手話の使用に関して合理的な配慮を行う」と規定し、過度の負担を求めものとならない規定にした。

なお、障がい者に対して合理的な配慮を行う努力義務は、障害者差別解消法で規定されているところであり、この条例は、それと同じ範囲・程度の努力義務を課すものである。

● 各論

第7 計画の策定

- ① 県は、障害者基本法第11条第2項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。
 - ② 知事は、①の施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- ※ 三重県障害者施策推進協議会に手話に関する部会を設置することができるよう、附則で関係条例を改正する。

1. 執行部聴き取り結果

(計画の策定について)

- ・障がい者施策に関しては、障害者基本法に基づき障害者計画を策定しているので、手話について独自の計画を定めると、障害者計画との関係や他施策とのバランスなどの点で課題がある。障害者計画において手話に関する施策を定めることとし、障害者計画の実行計画として、手話に関する施策をまとめた計画を別途策定することにより、障害者計画と手話施策に関する計画の関係性を整え、他施策とのバランスも保ちながら、手話に関する施策を具体的に明示することができる。

(協議会について)

- ・障害者計画の策定等のための附属機関として、「三重県障害者施策推進協議会」を設置しているので、同協議会の意見を聴くものとしつつ、同協議会に手話に関する部会を設けることにより、当事者の意見等を反映した専門的で詳細な審議が期待できる。(手話言語条例を検討している長野県でも、同様の案が検討されている。)

● 基本的施策

第8 手話による情報の発信等

- ① 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話による情報の発信に努めるものとする。
- ② 県は、ろう者が手話を日常的に使うことができ、手話により情報を入手することができる環境を整備するため、手話通訳を行う者の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点の支援等を行うよう努めるものとする。
- ③ 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

1. 委員意見

- ・手話による情報取得に関する規定を設けるべき
- ・災害時等における情報提供等に関する規定を設けるべき

第9 手話通訳を行う人材の育成等

県は、手話通訳を行う者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

1. 委員意見

- ・手話通訳人材の育成と指導者の養成は特に重要であり、その旨の文言を入れるべき
- ・手話指導者の育成等の「人材育成」を明記するべき

2. 法制面に関する整理：「手話通訳事業を行う者」

手話通訳事業は、市町以外にも、「第二種社会福祉事業」として行うこともできることから、市町「その他手話通訳事業を行う者」を追加した。

第10 手話の学習の機会の確保等

- ① 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳を行う者と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。
- ② 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。
- ③ 県は、手話に関する学習が共生の精神の涵養に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を、促進するよう努めるものとする。

1. 委員意見

- ・ 高等教育機関での手話学習も規定すべき
- ・ 聴覚障がいのない幼児・児童等に対する教育は、人権意識の醸成などに役立つ

2. 法制面に関する整理：「大学」

県が大学生を対象とする学習会を主催するなど、大学に一定の教育を求めるものでなければ、大学の自治との抵触は生じないため、その限りにおいては、大学の学生を含み得る。

第11 学校における手話の学習等

- ① 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。
- ③ 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。
- ④ 県は、①から③に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとする。

1. 委員意見

- ・乳幼児期からの手話の教育環境の整備、手話を学ぶ機会を確保が重要である
- ・教育については、聾学校の教員の配置等について規定すべき

2. 法制面に関する整理：「学校の設置者」

- ・「学校の設置者」の施策と規定すると、学校を設置する市町及び学校法人に直接義務を課すこととなるため、県の条例に市町の責務は規定しないとする方針との整合性を考慮し、「県」の施策とした。
- ・市町等に義務を課さない規定としたことに伴い、市町等との連携に関する規定を④として追加した。

3. 法制面に関する整理：「乳児への教育」

学校教育法上、乳児への教育に関する規定がないため、乳児期の教育を学校に行わせる旨を規定してよいか疑義がありうることから、乳児への教育については、③に独立させ、学校に限定しない規定ぶりにした。

第12 事業者への支援

県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第 13 手話に関する調査研究

県は、ろう者及び手話通訳を行う者が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

第 14 財政上の措置

県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

● その他

1 施行期日

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

2 三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正

三重県障害者施策推進協議会に部会を置くことができる規定を新設する。

3 その他

所要の規定の整備を行う。

議会の役割の条文(案)

新政みえ 芳野正英

議会は、この条例の発議者であることに鑑み、また三重県議会基本条例 18 条に定める県民の議会への参画の確保、ならびに同 19 条に定める県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供を行うために、議会内での審議や広報広聴の機会において、手話による情報発信を積極的に行うよう努めるものとする。

参考 三重県議会基本条例

(県民の議会への参画の確保)

第十八条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

第十九条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

2 (略)

手話言語条例「議会の役割」(案)

草の根運動みえ 稲森 稔尚

(議会の役割)

第〇〇条 議会は、手話の普及その他手話を使用しやすい環境整備に関し、三重県議会基本条例(平成18年三重県条例第83号)の趣旨にのっとり、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言等に努めなければならない。

三重県議会基本条例第18条にある「議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。」を手話言語条例の発議者としてより積極的な役割を果たすことを議会の権能も踏まえて検討いたしました。